

むつ市議会第195回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成20年3月21日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第2号 むつ市行政評価委員会条例
- 第2 議案第3号 むつ市水川目酪農振興基金条例
- 第3 議案第4号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 第4 議案第5号 むつ市後期高齢者医療に関する条例
- 第5 議案第6号 むつ市準用河川管理条例
- 第6 議案第7号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 むつ市特別会計条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第15号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第16号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第17号 むつ市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第18号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第19号 むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第20号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第21号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第22号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第23号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第24号 むつ市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第25号 新たに生じた土地の確認について
- 第25 議案第26号 新たに生じた土地の町名について
- 第26 議案第27号 新たに生じた土地の確認について
- 第27 議案第28号 新たに生じた土地の町名について
- 第28 議案第29号 新たに生じた土地の確認について
- 第29 議案第30号 新たに生じた土地の町名について

- 第30 議案第31号 公有水面埋立てに係る意見について
- 第31 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第32 議案第33号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について
- 第33 議案第37号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第34 議案第38号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第35 議案第39号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第36 議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算
- 第37 議案第44号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第38 議案第45号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第39 議案第46号 平成20年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第40 議案第47号 平成20年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第41 議案第48号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第42 議案第49号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第43 議案第50号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第44 議案第51号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計予算
- 第45 議案第52号 平成20年度むつ市用地造成事業会計予算
- 第46 議案第53号 平成20年度むつ市水道事業会計予算
- 第47 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

【質疑、討論、採決】

- 第48 議案第54号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（29人）

1番	川 下 八 十 美	2番	澤 藤 一 雄
3番	新 谷 泰 造	4番	目 時 睦 男
5番	高 田 正 俊	6番	新 谷 功 利
7番	白 井 二 郎	8番	馬 場 重 利
9番	山 本 留 義	10番	千 賀 武 由
11番	菊 池 広 志	12番	富 岡 修
13番	佐々木 隆 徳	14番	野 呂 泰 喜
15番	岡 崎 健 吾	16番	鎌 田 ちよ子
17番	工 藤 孝 夫	18番	横 垣 成 年
19番	富 岡 幸 夫	20番	斉 藤 孝 昭
21番	中 村 正 志	22番	浅 利 竹二郎
23番	川 端 一 義	24番	半 田 義 秋
26番	佐々木 肇	27番	山 崎 隆 一
28番	川 端 澄 男	29番	村 川 壽 司
30番	村 中 徹 也		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 順 一 郎	収 入 役	田 中 實
教 育 長	牧 野 正 藏	公 営 企 業 者 管 理 者	杉 山 重 一
代 表 員	菊 池 十 四 夫	総 務 部 長	齋 藤 純
監 査 委 員			
総 務 部 事 長	西 堀 敏 夫	企 画 部 長	阿 部 昇
出 納 室 長			
企 画 部 事 長	近 原 芳 栄	民 生 部 長	佐 藤 吉 男
保 健 福 祉 部	佐 藤 節 雄	経 済 部 長	佐 藤 純 一
建 設 部 長	成 田 豊	建 設 部 事 長	石 田 三 男
教 育 部 長	新 谷 加 水	公 企 業 局 管 長	小 川 照 久
監 査 委 員 長	遠 藤 雪 夫	企 画 部 長	千 船 藤 四 郎
監 事			
企 画 部 事 長	奥 島 慎 一	企 副 財 政 課 長	鈴 木 克 郎
企 画 課 長			

選委事
務局
管理
局長
川
舍
所
内
長
脇
舍
野
所
沢
長
總
政
務
係
部
課
長

大 芦 清 重
工 藤 昭 治
船 澤 桂 逸
吉 田 真

農委事
務局
業
會長
大
舍
所
畑
長
總
務
課
部
長
總
務
政
務
係
部
課
長

村 川 修 司
伴 邦 雄
松 尾 秀 一
澁 田 剛

事務局職員出席者

事
務
局
長
總
括
主
幹
庶
務
係
長
調
査
主
査
係
査

小 島 昭 夫
工 藤 昌 志
金 澤 寿 々 子
石 田 隆 司

次 長
總 括 主 幹
庶 務 係 査
主 任 主 査
議 事 係 事

高 田 文 明
柳 田 諭
濱 村 勝 義
井 戸 向 秀 明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月6日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、産業経済、建設、教育民生の各常任委員長及び予算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

日程第1～日程第47 委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第2号 むつ市行政評価委員会条例から、日程第47 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの47件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第2号、議案第4号、議案第7号か

ら議案第9号、議案第11号、議案第25号から議案第30号、議案第32号及び議案第33号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（23番 川端一義議員登壇）

○23番（川端一義） 総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会に付託されました議案14件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第2号 むつ市行政評価委員会条例についてであります。本案について、理事者側から、行政評価制度の導入に伴い、評価の客観性を確保するため、第三者機関として、むつ市行政評価委員会を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、これまでの各種委員を見ると、かなり同じ人が委嘱されているのが現状と思う。行政評価委員は重複しないことが望ましいのではないかと、また別の委員から、実務経験のある市役所退職者に委嘱すればよいのではないかと質疑があり、理事者側から、学識経験者には人数の限りがあり重複がかなりある。今回は県内外の行政評価委員等をされた大学教授を考えている。また、一般市民からの公募で3名、各団体からは4名を推薦していただくが、他の委員会と重複しない方を推薦していただきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、国が進めたからやるのか、市独自でやるべきと判断してやるのか。また、費

用はどれくらいかかるのかとの質疑があり、行政評価制度は国からの押しつけではなく、昨今の趨勢となっている。費用については、委員の日当、1人1日6,500円で、委員8人で年2回程度の開催を予定しているとの答弁がありました。

また、同じ委員から、委員会の権限はどの程度か、委員会でだめな事業と評価されても、そのまま事業を継続できるのかとの質疑があり、理事者側から、第三者機関として市長に提言するもので、市長が行政の立場で判断するとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、庁舎建設等これから行う事業についても委員会で審議できるのかとの質疑があり、理事者側から、実施した事業、これから実施する事業についても、市長の判断により可能であるとの答弁がありました。

さらに別の委員から、委員会では庁内で検討した事務事業しか検討しないのか、委員会独自で新たに事務事業を評価できるのか、また評価は点数化するのかとの質疑があり、理事者側から、行政評価は基本的に各課の事務事業すべてを行う。評価の仕方は点数ではなく、審査の方向性、改善点、その事務事業で気づいた事項などが挙がってくるとの答弁がありました。

同じ委員から、改善項目が挙がった後のフォローがないと改善されないのではないかと質疑があり、理事者側から、指摘された事項については、フィードバックして改めていくとの答弁がありました。

次に、議案第4号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例についてであります。

本案について、理事者側から、地方公務員法の一部改正に伴い、職員に自己啓発及び国際交流の機会を提供し、職員の自発的な大学等における修学または国際貢献活動を可能とするための休業制度を導入するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今まで大学や国際貢献活動のため休業した職員はいるのか、これまでは退職しなければならなかったのか、民間企業へはこの条例は使えないかとの質疑があり、理事者側から、これまで職員がこのような活動を行ったことはない。この条例制定により、給与は出ないが、今までなかった身分保障があり、職務に復帰できる。この条例は、大学等の修学と国際貢献活動に限ったものであるとの答弁がありました。

次に、議案第7号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、少子化対策の一環として、未就学児を養育する職員に対する育児短時間勤務制度等を導入するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、男性が育児休業をとった例があるのかとの質疑があり、理事者側から、条例では可能だが、まだ男性で育児休業をとった例はないとの答弁がありました。

次に、議案第8号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、議案第2号で提案している行政評価委員会委員の報酬及び費用弁償の額等を定めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第9号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、市長を初めとする市5役の給料月額を減額するためのもので、市長は25%、副市長は20%、収入役、公営企業管理者及び教育長は15%を減額するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この減額はいつまで続けるのかとの質疑があり、理事者側から、市長の意向によるが、財政が好転するまでとなるのではないかと答弁がありました。

次に、議案第11号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定の手續等を教育委員会が行うこととするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、なぜ教育委員会に移行するのか、今後各部へも移行するのかとの質疑があり、理事者側から、本来教育委員会は教育委員会の中で議論し、指定管理者の導入を考えるものであり、市長部局は市長部局で行っていくとの答弁がありました。

別の委員から、指定管理によって施設の管理費用の減額効果があるのは、ほとんどが人件費だが、その職員が市の他の部署へ戻れば、経済的効果がないのではないかと質疑があり、理事者側からは、団塊の世代が退職していくときに、その分を採用していかないことにより、実質的には職員が減っていくとの答弁がありました。

次に、議案第25号 新たに生じた土地の確認について及び議案第26号 新たに生じた土地の町名についてであります。

これら2議案については、理事者側から、檜川漁港に係る公有水面埋立地の土地の確認及び当該土地をむつ市川内町松川稲沢に編入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第27号 新たに生じた土地の確認についてから議案第30号 新たに生じた土地の町名についてまでであります。

これら4議案については、理事者側から、脇野

沢漁港の瀬野地区に係る公有水面埋立地の土地の確認及び当該土地をむつ市脇野沢黒岩に編入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。

本案について、理事者側から、小沢地区簡易水道の老朽化及び水源としている小沢川の水量減少に伴う対策として、配水管の更新及び隣接する蛸崎地区簡易水道への接続に係る事業を実施するため、小沢辺地総合整備計画を策定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この計画の特定財源は合併特例債かとの質疑があり、理事者側から、簡易水道債を充当する予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第33号 一部事務組合下北医療センター規約の変更についてであります。

本案について、理事者側から、地方自治法の一部改正に伴い、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、文言を変えているが、違いがあるのかとの質疑があり、理事者側から、現代的な言葉遣いとしているとの答弁がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第3号及び議案第31号について、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

（4番 目時睦男議員登壇）

○4番（目時睦男） 産業経済常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました両議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第3号 むつ市水川目酪農振興基金条例についてであります。理事者側から、水川目地区における酪農業の構造改善を促進し、酪農業の振興及び発展を図るため、むつ市水川目酪農振興基金を設置するものであるとの説明がありました。

本案に対して委員から、これまでの経緯を含めて、なぜ水川目地区なのかとの質疑があり、それに対して理事者側から、平成12年11月に使用済燃料中間貯蔵施設立地可能性調査依頼がなされ、東京電力では水川目地区の主産業は酪農業で、酪農を発展させることが地区住民の幸せにつながり、地域振興が図られるということから、住民に立地承諾をお願いした。その後水川目地区の関係5団体連名で使用済燃料中間貯蔵施設立地に対する共存は可能であるとして、安全性の確保や地域振興計画の策定、集会施設の建設等の要望書が市長に提出された。この後、水川目地区では、リサイクル燃料貯蔵株式会社と農協を加えて勉強会を開催し、平成16年6月10日から昨年度までに17回を数えた。その中で市営酪農団地構想が提案され、それを受けて平成18年12月25日に、酪農団地構想や集会施設の整備等について水川目地区から2回目の要望書が提出された。このような経緯から、使用済燃料中間貯蔵施設が地区内に建設される水川目地区との共存のためには、広く市内全域に対する対策のほか、水川目地区の酪農業の振興を図る必要があることから、水川目地区に酪農振興基地

を建設するものであるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、むつ市水川目酪農振興基金条例となっているが、現在の戸数が減少しても条例はそのまま継続されるのか。酪農を経営する方が今後なくなった場合の対応をどう考えているのかとの質疑があり、理事者側から、現在水川目地区の全戸数は18戸であるが、そのうち酪農家は10戸で、さらにもう一戸ふえる予定である。後継者の問題は、地区の方々との話し合いの中でも懸念されたが、今回の水川目地区の振興計画は、地区内で酪農を続ける方はもちろんのこと、やむなく離農した方も取り入れた形での地域酪農を進めることにしている。

これまでの個別の牛舎建設では、離農者が出た場合、その施設が使用されなくなるという事例が各地で見受けられているため、1カ所に集合牛舎を建設することにより、離農者が出た場合の受け手の対応を速やかにするものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、こういう基金を設置する場合、大義名分として全市のために使うことが前提である。この条例については、部内で慎重に検討し、タイトルも考えたと思うが、固有名詞を入れて基金を設けるのは余りよくない。協力したところに傾斜配分せざるを得ないということになると、これからの交付金の使い方を真剣に議論しなければならないとの意見がありました。

次に、議案第31号 公有水面埋立てに係る意見についてであります。理事者側から、市が関根漁港区域内の公有水面を埋め立てるため、埋立免許の申請をしていたが、公有水面埋立法の規定に基づき、当市の意見を求められたので、同法の規定により提案するものであるとの説明がありました。

本案に対して委員から、この事業費は20億円だが、その財源はどうなっているのかとの質疑があ

り、理事者側から、この事業は関根浜地区漁村再生交付金を用いて行う事業である、その財源の区分は国が4分の2、県が4分の1、市が4分の1となっているとの答弁がありました。

これに対して同委員から、事業は地域の要望があったため行うのか、それとも災害があったので行うのかとの質疑があり、理事者側から、この事業は災害が発生する以前から、漁協の方々から要望があった事項を取りまとめている。平成17年3月ごろから調査、検討し、平成19年3月に国の採択を得ているとの答弁がありました。

また、別の委員から、埋め立て全般で20億円かかるのかとの質疑があり、理事者側から、公有水面の埋立免許を取得してから、護岸や防波堤をつくり、それから埋め立てしていくという形をとる。20億円というのは、漁港左側の増設部分と港口の突堤の構築及び北防波堤と第2北防波堤を改良する事業費の総額であるとの答弁がありました。

また、同委員から、新年度は埋め立ての部分だけとなるのかとの質疑に対し、理事者側から、平成20年度は、埋め立てに係る護岸と防波堤に着手していくとの答弁がありました。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これにて産業経済常任委員長長の報告を終わります。

次は、議案第6号、議案第19号及び議案第21号から議案第24号について、建設常任委員長長の報告を求めます。建設常任委員長。

（24番 半田義秋議員登壇）

○24番（半田義秋） 建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

建設常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第6号 むつ市準用河川管理条例についてであります。本案について理事者側から、昭和50年に旧川内町で高野川と小倉平川を、平成7年に旧むつ市で明神川をそれぞれ準用河川に指定し、河川の維持管理を行ってきたが、本来であれば指定と同時に条例制定をすべきところ制定されていなかったことから、その適正な管理を行うため河川法、河川法施行令及び河川法施行規則を準用することを定めるものであるとの説明がありました。

この管理をする河川を占有したい者が発生した場合についても、特に定めがなかったため合併協定書で3年以内に条例を制定して一元化することから、占有許可の期間、占有料の徴収方法、そして占有期間終了時の現状回復等についても定めるものであるとのことでありました。

また、準用河川改修事業として河道の改修等によって洪水を防ぐ通常の準用河川改修事業、上流に雨水貯留池を設置して洪水を調整する雨水貯留事業、そして汚濁の著しい河川の水質改善を図る浄化事業の3事業があり、この補助として総事業費がおおむね2億円以上、24億円以内として3分の1の国庫補助があるとのことでありました。

これに対し委員から、準用河川は市町村の管理といえども条例を制定してそれなりの対応をしていくということになれば、今言われる地方分権の一環として、その権限を市に委譲するものでないか。また、事業に対する補助制度があるにせよ市で独自に条例制定をすれば、市の負担がそれなりに重くなるのではないかと質疑があ

り、理事者側から、1級、2級河川は国・県で管理するが、地域住民の生活河川として治水対策、都市環境及び生活環境の保全等重要な役割を果たす河川で、その地域内にある準用河川は市町村で指定して管理するものであり、市の負担は伴ってくる可能性もあるが、今回の条例制定は特に地方分権によるものではないとの答弁がありました。

さらに、同委員と他の委員から、平成7年に準用河川に指定した明神川の浄化対策についての質疑があり、理事者側から、普通河川から準用河川にしたことで、国・県・市がそれぞれ3分の1の負担を持ってクリストパライトによる浄化事業が行われてきた。普通河川の場合は、すべて機能の管理を市町村が行うことになっているとの答弁がありました。

また委員から、今回の条例制定は準用河川の適正な管理を行うため定めたということであるが、占用料等の額についての質疑があり、理事者側から本条例の第4条に規定してあり、むつ市法定外公共物管理条例に定めている金額を準用するとの答弁がありました。

次に、議案第19号 むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、今回一部改正に至った経緯として、平成19年4月、東京都町田市の都営住宅内で発生した暴力団員の立てこもり発砲事件が大きな要因となっている。

その後、国土交通省で全国の自治体に暴力団員に対する入居規制の有無、トラブル等の実態調査を行い、その結果を受け国土交通省と警察庁との間で公営住宅の入居制限に関する協議を実施し、国土交通省から全国の自治体に対し、また警察庁からは都道府県の警察本部に対して公営住宅から暴力団排除に関する通達が出されたとのことでありました。

それを踏まえ青森県内でも入居制限をしている自治体なかったことから、当むつ市営住宅においても警察署の協力を得ながら暴力団員の使用制限を実施し、既存入居者及び周辺住民など一般市民の生活の安全と平穩の確保に努めることを前提に、市営住宅等における暴力団員の排除を目的として入居者の資格及び入居者に対する明け渡し請求の要件について、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、むつ市営住宅での暴力団員とのトラブル、問題等はあるのかとの質疑があり、理事者側から、団地周辺でそういう活動と思われるような件は散見されたことはあるが、暴力団員との直接的なトラブルになったことはないとの答弁がありました。

また、現入居者でそういう対象者がいるかどうかについては、本案の議決を経てから警察機関と具体的に情報の交換を進めるとのことで、現時点では把握していないとのことでありました。

次に、議案第21号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、地方公務員法及び地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、企業職員の申請による大学等における修学、または国際貢献活動のための休業制度を設ける条文の追加と、少子化対策の一環として未就学児を養育する職員に対する育児短時間勤務制度等を導入するため、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第22号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第23号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第24号 むつ市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用する条例の一

部を改正する条例についてであります。

これら3議案について理事者側から、簡易水道統合整備事業の完了に伴う関連議案ということで一括説明がありました。

簡易水道統合整備事業は、平成14年度から平成19年度まで6カ年の継続事業として、旧むつ市の前浜周辺の北通り地区と、奥内・中野沢周辺の南通り地区に点在していた簡易水道を廃止し、上水道からより安全で安定的な水道水の給水と地区内の老朽管の更新を目的に実施してきたもので、今年度、奥内・中野沢地区簡易水道を統合することで事業が完了となることから、関係条例の一部を改正し、条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、簡易水道を上水道へ統合することで加入率に変動があるのかとの質疑があり、理事者側から、現在の簡易水道加入世帯がそのまま移行するので、加入率等の増減はないとの答弁がありました。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第5号、議案第10号、議案第12号から議案第18号、議案第20号、議案第37号から議案第39号及び報告第2号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（16番 鎌田ちよ子議員登壇）

○16番（鎌田ちよ子） 教育民生常任委員会に付託されました議案13件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案、報告につきましては、全会一致で原

案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑について申し上げます。

初めに、議案第5号 むつ市後期高齢者医療に関する条例について、理事者側から、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、後期高齢者医療に係る保険料の徴収等に関する事務を処理するための条例制定であるとの説明がありました。

次に、議案第10号 むつ市特別会計条例の一部を改正する条例について、理事者側から、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴い、新たに後期高齢者医療特別会計を設置することが義務づけられたことにより、むつ市特別会計条例の一部を改正するためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第12号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、理事者側から、貸与者の死亡による貸付金返還免除に伴い、基金を42万円減額するほか、当市の人材育成にという趣意による株式会社エルクからの寄附金30万円及び資金運用利子収益金7万7,198円を同基金に組み入れ、管理運営するためのものであるとの説明がありました。

これら3議案について、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第13号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて、理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課区分に後期高齢者支援金分を加えるほか、基礎課税額及び介護納付金課税額の算定に用いる税率等を改正するためのものであるとの説明がありました。

このことについて委員から、この改正により全市均一課税となるのか、また税率改正の算定根拠を問う質疑があり、理事者側からは、国民健康保

険税は、当初から均一課税であり、合併以前は4市町村とも資産割をあわせて賦課していたが、低所得者には重税感があるということで廃止し、全市町村の医療費総額を試算して、新たに所得割、均等割及び平等割を設定したものであるとの答弁がありました。

さらに、同委員から、合併時に必要な医療費を見込んで税率を設定したにもかかわらず、すぐに改正するのかなどの質疑があり、理事者側からは、合併時には財政調整基金が7億円以上あり、当初はこれを見込み税率を低目に調整したが、基金残高が底をついたこと及び後期高齢者医療制度の開始により、国民健康保険税から支援金を支出しなければならなくなったことが要因であるとの答弁がありました。

次に、議案第14号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例について、理事者側から、平成20年3月31日をもって閉校する小学校7校及び中学校1校を廃止するためのものであるとの説明がありました。

続いて、議案第15号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について、理事者側から、むつ市立脇野沢学校給食センターから配食することにより、第一川内小学校において、完全給食を実施することになったこと及び小中学校8校の統廃合に伴う条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

この両議案について委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第16号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

このことについて、理事者側から、平成16年度の公的年金等控除の最低保障額引き下げの税制改正及び平成17年度の高齢者非課税限度額を廃止する税制改正により、介護保険料に大幅な上昇が生

じた第1号被保険者に対し、平成20年度の介護保険料を本年度と同様に、激変緩和措置を講ずるためのものであるとの説明がありました。

これに対して委員から、激変緩和措置の終了に伴い、急激な介護保険料の上昇が懸念されるが、この措置をいつまで継続するのか。また、該当者の保険料の一部を市が負担することはできるのかなどの質疑があり、理事者側から、平成21年度以降の第4期介護保険事業計画策定時に、激変緩和措置を考慮に入れた保険料の設定が必要になる可能性はある。また、介護保険料は特別会計であり、保険給付費の負担割合が規定されているため、その範囲内で運営するよう国から指導されているとの答弁がありました。

次に、議案第17号 むつ市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部を改正する条例について、理事者側から、老人保健法の改正に伴い、引用している条項が削除されたので、条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第18号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についても、理事者側から、前議案と同様、老人保健法の改正に伴い、引用している法律名を改め、年齢要件によって対象となる被保険者の適用区分を明確にするほか、条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第20号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

このことについて、理事者側から、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者の一部負担金について、乳幼児の2割負担の範囲を3歳未満から義務教育就学前までとする年齢要件の拡大、70歳以上の現役並み所得者に対する割合及び新たな事業の追加による改正並びに国民健康保険税が税条例から分離することによる条文整備である。また、葬祭費について、現行の4万円の支給額を社会保

険等及び青森県後期高齢者医療広域連合と同額の5万円に改め、支給が重複しないように併給調整の規定を追加したとの説明がありました。

これら3議案について、委員の質疑はありませんでした。

次に、議案第37号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

このことについて、理事者側から、決算見込みによる補正であり、歳出については出産育児一時金を不用額として805万円減額、財政調整基金を1,939万8,000円増額し、歳入については一般会計繰入金を1,134万8,000円増額したことにより、歳入歳出予算総額は76億4,858万1,000円となるとの説明がありました。

これに対して委員から、出産育児一時金の減額補正の理由を問う質疑があり、理事者側から、当初の出産見込み数より少なく推移しているためであるとの答弁がありました。

次に、議案第38号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算についてであります。

これについて、理事者側から、被保険者の入院に係る医療給付費が増大したことにより、医療給付費及び医療費支給費を増額したことに伴い、歳入の支払基金交付金及び国・県等の負担金の額を増額補正するためのものである。また、諸収入として、第三者行為納付金及び不正利得等返納金をそれぞれ増額し、補正後の歳入歳出予算総額は46億3,217万2,000円となるとの説明がありました。

これに対して委員から、不正利得等返納金の具体的な事例を問う質疑があり、理事者側から、国民健康保険から社会保険等へ切りかえた後に、医療機関へ保険証を提示されなかった場合等に過誤納金が生じることによる返納金であるとの答弁がありました。

次に、議案第39号 平成19年度むつ市介護保険

特別会計補正予算についてであります。

これについて、理事者側から、来年度実施する介護保険料の激変緩和措置等に係る事務処理システムの改修費を増額するほか決算見込みにより、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費並びに介護予防サービスに関する各種給付費の減額、低所得者の施設入所者に係る食費及び居住費の自己負担の増による給付費の増額を計上した。歳入では、決算見込みにより保険料を減額し、歳出との関連により、支払基金交付金、国・県等の負担金及び一般会計繰入金を減額し、不足額に対応するため財政調整基金から繰り入れたことにより、補正後の歳入歳出予算総額は41億8,657万円となるとの説明がありました。

これに対して、委員からの質疑はありませんでした。

次に、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これについて、理事者側から、平成19年度むつ市国民健康保険特別会計において、被保険者の療養給付費等の増大に伴い、歳入歳出それぞれ4億4,479万1,000円を増額補正するための専決処分であり、補正後の歳入歳出予算総額は76億3,723万3,000円となるとの説明がありました。

これに対して、委員からの質疑はありませんでした。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第43号から議案第53号について、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（6番 新谷 功議員登壇）

○6番（新谷 功） 予算審査特別委員会委員長報

告を申し上げます。

予算審査特別委員会に付託されました、議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算から、議案第53号 平成20年度むつ市水道事業会計予算までの議案11件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、11日及び12日に、副市長、収入役ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算、議案第44号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第45号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算、議案第46号 平成20年度むつ市老人保健特別会計予算、議案第47号 平成20年度むつ市介護保険特別会計予算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計予算、議案第49号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第50号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計予算、議案第51号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計予算、議案第52号 平成20年度むつ市用地造成事業会計予算、議案第53号 平成20年度むつ市水道事業会計予算は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました46議案1報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第2号

○議長（村中徹也） まず、議案第2号 むつ市行政評価委員会条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号

○議長（村中徹也） 次は、議案第3号 むつ市水川目酪農振興基金条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号

○議長(村中徹也) 次は、議案第4号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号

○議長(村中徹也) 次は、議案第5号 むつ市後期高齢者医療に関する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。17番工藤孝夫議員。

(17番 工藤孝夫議員登壇)

○17番(工藤孝夫) 議案第5号に対し、反対討論をいたします。

本案は、後期高齢者医療制度の導入に伴う保険料の徴収などにかかわる議案です。議案第45号に対する討論も同様ですが、75歳以上のお年寄りを後期高齢者と位置づけ、1点に、年金からの保険料天引き、2点に、滞納した場合保険証を取り上げ罰則を課す、3点に、医療を受けることに対する制限などが柱です。

長年にわたり社会に尽くし、今日まで社会を支えてきた高齢者に対し、長寿を否定するに等しいこうした無慈悲な内容を持つ議案を承認することは到底できません。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第5号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者7人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号

○議長(村中徹也) 次は、議案第6号 むつ市準用河川管理条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号

○議長（村中徹也） 次は、議案第7号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号

○議長（村中徹也） 次は、議案第8号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されま

した。

議案第9号

○議長（村中徹也） 次は、議案第9号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号

○議長（村中徹也） 次は、議案第10号 むつ市特別会計条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。17番工藤孝夫議員。

（17番 工藤孝夫議員登壇）

○17番（工藤孝夫） 議案第10号について、本案は後期高齢者医療制度導入に基づく特別会計を設置するもので、議案第5号同様の理由で反対いたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第10号についてご異議がありますので、起

立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者7人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号

○議長(村中徹也) 次は、議案第11号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号

○議長(村中徹也) 次は、議案第12号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号

○議長(村中徹也) 次は、議案第13号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。18番横垣成年議員。

(18番 横垣成年議員登壇)

○18番(横垣成年) 議案第13号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、国保税の所得割を8.39%から9.35%へ、均等割を1万9,900円から2万500円へ、平等割を3万1,600円から3万7,600円へ引き上げ、また40歳から64歳の方が負担する介護納付金というものも所得割が1.25%から2.21%へ、均等割が8,500円から1万2,700円へ引き上げられ、平均で15.1%の値上げであり、市民に多大な負担を強いる税率改正であります。

小泉元総理は、自民党をぶっ壊す、痛みを耐えれば幸せがやってくると言って、はばかりませんでした。そして、国民の高い支持率をてことして規制緩和をさらに加速させました。その規制緩和は、低所得者層を支えていた制度、ルールまで壊し続けております。その規制緩和の影響で、今日に至っても国民の負担増に歯どめがかかっておりません。結局自民党は壊れませんでした。そして国民は痛みはまだまだ耐えなければならない状況

であります。

景気がやってこないむつ市に至っては、負担増の影響はなおさらであり、幸せは山のあなたの空なお遠くであります。これ以上の市民負担は避け、一般財源繰り入れで対処すべきことを提案し、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第13号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者7人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（村中徹也） 次は、議案第14号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号

○議長（村中徹也） 次は、議案第15号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号

○議長（村中徹也） 次は、議案第16号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号

○議長（村中徹也） 次は、議案第17号 むつ市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部を改正す

る条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号

○議長(村中徹也) 次は、議案第18号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号

○議長(村中徹也) 次は、議案第19号 むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号

○議長(村中徹也) 次は、議案第20号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。18番横垣成年議員。

(18番 横垣成年議員登壇)

○18番(横垣成年) 議案第20号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、お子さんの窓口2割負担を3歳から6歳まで拡充するというものの、70歳以上の窓口負担を平成21年度から1割負担から2割負担にするというものであります。

お年寄りいじめとなる本案に対し、反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これにて討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第20号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者7人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号

○議長(村中徹也) 次は、議案第21号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号

○議長(村中徹也) 次は、議案第22号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号

○議長(村中徹也) 次は、議案第23号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号

○議長(村中徹也) 次は、議案第24号 むつ市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用する条例の一部を改正する条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されま

した。

議案第25号

○議長（村中徹也） 次は、議案第25号 新たに生じた土地の確認について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号

○議長（村中徹也） 次は、議案第26号 新たに生じた土地の町名について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号

○議長（村中徹也） 次は、議案第27号 新たに生

じた土地の確認について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号

○議長（村中徹也） 次は、議案第28号 新たに生じた土地の町名について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号

○議長（村中徹也） 次は、議案第29号 新たに生じた土地の確認について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号

○議長(村中徹也) 次は、議案第30号 新たに生じた土地の町名について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号

○議長(村中徹也) 次は、議案第31号 公有水面埋立てに係る意見について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号

○議長(村中徹也) 次は、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号

○議長(村中徹也) 次は、議案第33号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

した。

議案第37号

○議長（村中徹也） 次は、議案第37号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号

○議長（村中徹也） 次は、議案第38号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号

○議長（村中徹也） 次は、議案第39号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号

○議長（村中徹也） 次は、議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、市民を二分する大問題となっている本庁舎移転事業費が計上されなかったという点で評価できるものであります。しかし、あきらめたというわけではありませんから、大きな火種はまだ残っているものであります。

また、新しい財政基準が平成20年度決算から適用となることを受け、かなり収入支出も工夫の跡が見受けられ、理事者を初めとした職員の努力に対しては敬意を表したいと思います。

しかしながら、75歳以上の方を今大問題となっ

ている後期高齢者医療制度という枠内に閉じ込める制度が4月から始まります。75歳以上を別枠にする医療制度は日本にしかありません。こういうお年寄りいじめとしか言いようのないこの制度への負担金、青森県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金として3億5,103万2,000円、同広域連合事務費負担金2,246万円が計上されております。また、国民健康保険税が15.1%引き上げられます。引き上げはやめ、一般財源の繰り入れで対処すべきと私は何度も主張いたしましたが、すべて被保険者負担で対処するという予算となっております。

大湊エコ・コースト事業への500万円の出費も問題だと思っております。今後3億円以上もかけて整備を進めるという計画であります。ことしは、国保税の値上げ、来年は介護保険料の見直しという形で市民負担が優先している状況では不要不急の事業として見直しが必要な事業ではないでしょうか。

現在農林漁業の低迷と雇用の場の減少のため、むつ市の人口はどんどん減ってきております。また、市の財政は民間の不安定な財源、電源三法交付金に平成20年度は14億円も依存するという状況です。赤字脱却優先もさることながら、10年後、20年後を見据えた施策も大切であります。そこが全く見えない予算となっております。

庁舎を移転するかどうかむつ市の貴重な税金を使っている場合ではありません。人口減少に歯どめをかけ、この地に希望が持て、安心して住めるむつ市にしなければなりません。まちづくりの主役は市民という点でまだまだ不十分な本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これにて討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第43号についてご異議がありますので、起

立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者24人、起立しない者4人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号

○議長(村中徹也) 次は、議案第44号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。18番横垣成年議員。

(18番 横垣成年議員登壇)

○18番(横垣成年) 議案第44号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、国保税15.1%の値上げが反映されている予算であります。夫45歳、収入320万円、妻40歳、収入98万円、子供15歳の家族は27万5,000円から32万4,400円と4万9,400円の値上げとなります。また、65歳以上の方々からの国保税は年金からの天引きというやり方も許すわけにはいきません。

日本は、納税者の権利というものが全くない国となっております。本人の了承もなしに年金から天引きというものは、年金という制度そのものを破壊する行為にほかなりません。年金という制度と納税という制度は全く違う制度であります。事務効率が上がるなどというだけのために年金を受ける権利を破壊してしまうことは許すことはできません。4月からの天引きは余りにもひど過ぎますので、4月からの天引きはやめ、当面今までど

おり普通徴収をやり、周知徹底後に10月とか12月から天引きに切りかえていくことも検討すべきであります。

地域経済の停滞のうえに国による増税と負担増の連続、そして灯油や食料品等諸物価の値上げという中で、市民の生活がどんどん追い込まれております。むつ市としては、安易に市民負担を求めべきではありません。もっと事務事業の見直しを進め、市民負担を最小限に食いとめる義務があります。

本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第44号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者6人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号

○議長（村中徹也） 次は、議案第45号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。17番工藤孝夫議員。

（17番 工藤孝夫議員登壇）

○17番（工藤孝夫） 議案第5号と同様の理由をもって反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたしま

す。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第45号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者7人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号

○議長（村中徹也） 次は、議案第46号 平成20年度むつ市老人保健特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 議案第46号 平成20年度むつ市老人保健特別会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、後期高齢者医療制度を受け、3年後には廃止となる特別会計であります。大問題となっている後期高齢者医療制度を反映している本予算に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第46号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の

起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者6人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号

○議長(村中徹也) 次は、議案第47号 平成20年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。18番横垣成年議員。

(18番 横垣成年議員登壇)

○18番(横垣成年) 議案第47号 平成20年度むつ市介護保険特別会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、前年度と比べて給付が減り、4,614万7,000円の減額予算となっております。給付が減ったわけですから、負担も減るとというのが当たり前の姿ではないでしょうか。ところが、負担は減りません。減るところか40歳から64歳の方が負担する介護納付金が所得割が1.25%から2.21%へ、均等割が8,500円から1万2,700円に引き上げられます。前年度予算と比べ、総額として6,320万円の負担増となっております。給付が減っているのに被保険者の負担がふえる、この不思議な現象は全国組織である支払基金が全国の給付がふえているため介護納付金の値上げを指示してきたというわけであります。本予算と介護納付金の値上げというものは、直接関連はしていないというものの、給付が減ったのに介護納付金が値上げとなる介護保険制度の大きな欠陥を指摘し、また負担増となった方々への負担解消策をむつ市では考えるべきであることを提案し、本案に反対いたします。議

員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第47号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者6人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号

○議長(村中徹也) 次は、議案第48号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号

○議長(村中徹也) 次は、議案第49号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号

○議長(村中徹也) 次は、議案第50号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号

○議長(村中徹也) 次は、議案第51号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号

○議長(村中徹也) 次は、議案第52号 平成20年度むつ市用地造成事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号

○議長(村中徹也) 次は、議案第53号 平成20年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

した。

報告第2号

○議長（村中徹也） 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第48 議案第54号に対する質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 次は、日程第48 議案第54号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 質疑をさせていただきます。

第1に、平成20年度の予算は、むつ市が早期健全化団体に該当するか否かの帰趨を決する重要な予算であります。本議案を本定例会の冒頭に提案すれば、新副市長は予算審査特別委員会に出席することが可能であったと思われれます。しかしなが

ら、市長は追加提案という形で提案されたので、新副市長は予算審査特別委員会に出席することができませんでした。その理由をお伺いいたします。

第2に、新副市長は赤字解消計画及び庁舎移転についてどのような認識をお持ちなのか、そして財政再建をどのようにサポートするつもりなのか、提案者である市長とどのような話し合いをされているのかお答え願います。

以上であります。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のお尋ねにお答えいたします。

野戸谷秀樹氏のご同意をお願いしているところでございますけれども、前副市長でありました田頭肇氏の任期が3月15日ということでございますので、本定例会冒頭から野戸谷秀樹氏がこの場に出て、さまざまな部分でのご審議の場所に参加する、その資格はございません。田頭肇氏は、3月15日の任期満了までということで、私と田頭氏合意のもとでお願いをしているということで、その部分でご理解をいただけるものではないのかなと、こう思います。

さらに、ご同意をいただいた後の野戸谷秀樹氏の副市長というふうなことでご発言でございましたけれども、あくまでもご同意をいただいた後にその部分についてはお話をすべきであり、私が本人とお会いいたしました、この部分につきまして、若干お話をさせていただきたい、こう思います。

議会のほうには、経歴でお示しをいたしましたように、青森県総務部財政課長、またエネルギー対策室次長、それから商工労働観光部理事、そして平成18年4月からは下北地域県民局長というふうな形の中で、その部分の中で財政に非常に明るいというふうな衆目の一致するところであります。その部分におきまして、私はこの財政再建を

第一義として考えているわけでございますので、この部分でのお話がされておまして、本人もそのために頑張っていきたいというふうな強い意思をお示しいただきましたので、私は議会のほうに上程をさせていただいた次第でございます。

さらに、副市長の立場というふうなことのご質問の部分もあろうかと思えますけれども、あくまでも私は選挙で選ばれている人間でございます。そして、今この立場であるわけでございますので、私に対しまして内部の事務的な部分、これを統括するのが副市長であり、そしてさまざまな内部の中の意見を集約し、政策の部分で私にまたブレーキをかける立場でもありますし、またアクセルを踏むという立場であると。その意味からして、これまでの経験豊富な部分、これを私は重く感じ、ご提案をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これでも新谷泰造議員の質疑を終わります。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 議案第54号に対する反対討論を行います。

平成20年度の予算は、むつ市が早期健全化団体に該当するか否かの帰趨を決する重要な予算であります。ところが、市長と新副市長は本定例会の

予算審査特別委員会に出席されておりません。これは、余りに議会軽視ではないかと思われま。むつ市が早期健全化団体に該当しないためには、議事を重視し、平成20年度の予算を理解している方が新副市長に適任ではないかと思えます。したがって、やむなく議案に反対いたします。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第54号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者26人、起立しない者2人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第54号は、これに同意することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（村中徹也） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第195回定例会を閉会いたします。

午後 零時13分 閉会

